

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の34第1項第3号に規定する報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (2) 旅費とは、本会職員の給与等に関する細則（平成13年7月25日施行、平成13年5月1日適用）第3項第2号に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食事料、支度料、旅行雑費及び死亡手当をいう。
- (3) 費用弁償とは、本会役員等費用弁償規程（平成22年4月1日適用）第3条第1項に規定する1回あたり1,000円をいう。

(報酬等の支給)

第3条 理事等には、報酬等を支給しない。ただし、旅費及び費用弁償は、支給する。

(報酬の公表)

第4条 理事等に報酬等を支給する場合（法第45条の35第2項に規定する支給基準の承認及び変更の場合）は、法第59条の2第1項第2号の規定により、公表する。

(規程の改廃)

第5条 理事等に対する報酬等の支給の基準に関する規程の改廃は、法第45条の35第2項の規定により、評議員会の承認を受けな

ればならない。

附 則

この規程は、平成29年10月23日（評議員会決議の日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。